

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

臼杵市長 西岡 隆

市町村名 (市町村コード)	臼杵市 (44206)	
地域名 (地域内農業集落名)	下北地区 (藤ヶ本、六ヶ迫、畑、平原、阿部川内、小出、山口、田中、大坪、徳尾、中尾、 門前、井上、木ノ下、堂籠、田崎、林、北ノ川、田ノ口、桑尾、道安、内園、東か じや、西かじや、竹森、熊崎本村、熊崎、塩入)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の区画の狭さ、水路の老朽化が耕作条件を悪くしている
- ・自分では管理できないため、耕作してくれる人がいれば手放した人が多い
- ・農作業等を共同作業で行うとなった場合、機械の大型化考えられるが、今の水田では狭い
- ・農機具について、次世代の人は農作業を未経験のため使えないのでは、また、高額なため更新は難しく、農業をやめることになるかも知れない
- ・担い手が地域内にいない
- ・基盤整備したところも荒廃している農地がある
- ・柵は草が絡まって倒れ、獣害も出ている

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・(他地域からでも) 耕作者を呼び込むためには、水路、農道、基盤整備等は必要
- ・現耕作者は高齢化しているが、地域の農地は守っていきたい
- ・有機栽培を広げてみたらどうか(新規就農者で志向する人が多い)
- ・集落営農組織が必要では
- ・他地域から耕作者に来てもらってもよいが、地域のルールは守ってもらうようにしなくてはならない

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域外から、法人も含めた幅広い耕作者への農地集積を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
耕作者の経営意向や、地権者の貸出意思を把握しながら、農地中間管理機構を活用した集約化を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
耕作者、地権者の意向をふまえて、必要に応じて事業の活用について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の農業者が経営しやすい環境を整える。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①防護柵の設置に際してはほ場の状況をしっかり把握し、被害防止対策の構築に取り組む。